

広島県子ども・子育て審議会運営規程の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「令和7年改正児童福祉法」という。）が令和7年10月1日に施行され、被措置児童等虐待の対象となる事業や施設が拡大されたことに伴い、処遇審査部会の分掌を改正する必要があること等から、広島県子ども・子育て審議会運営規程について所要の改正を行う。

2 改正内容

資料1-2のとおりとする。

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 処遇審査部会の分掌に児童養護施設等への入所措置等の実施及びこれらの処遇に対する児童の意見等に関する調査審議及び意見具申を追加

（理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行により、児童養護施設等への入所措置等の実施及びこれらの処遇に対する児童の意見等に関し、児童福祉審議会等の調査審議及び意見の具申が行われるよう環境整備を行う必要があるため、この事務を処遇審査部会の分掌に加える。

- (2) 処遇審査部会の分掌中の被措置児童等虐待に係る対象事業・施設を明記

（理由）

令和7年改正児童福祉法の施行により、被措置児童等虐待の対象となる事業・施設が拡充されたこと等から、県が処遇審査部会に被措置児童等虐待に係る報告等を行う事業・施設を明記する。

- (3) 事例検証部会の分掌に児童虐待以外の重大事案の検証を追加

（理由）

保育所等において被措置児童等虐待やその他の重大事案が発生した場合、個別に検証する必要性が生じる可能性があるため、事例検証部会の分掌にこれらの重大事案の検証を加える。

《参考》

○ **児童福祉法抜粋（下線 ゴシック体は新たに追加された事業・施設）**

〔被措置児童等虐待〕

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

3 その他

令和7年9月に起きた里親による委託児童への被措置児童等虐待事案について、改正後のこの規程に基づき、事例検証部会において検証する。